

利用者の皆様へ

佐賀市市民活動プラザ

6 月 23 日以降の新型コロナウイルス感染症対策について

日頃は、佐賀市市民活動プラザをご利用いただき、ありがとうございます。

新型コロナウイルス対策の特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が全国で解除されたことを踏まえ、佐賀市市民活動プラザの施設利用について**佐賀県内居住者のみとさせていただいた利用制限を一部緩和**します。

この他については引き続き、感染防止対策を講じて運営しますので、ご協力の程よろしく申し上げます。

記

【感染防止対策について】

1. 入館時のお願い（来館前に体温測定・手指の消毒・マスクの準備をお願いします）
 - ・ **6 月 23 日（水）を以って県外居住者の方もご利用いただけます。**
 - ・ 入館時は感染拡大防止の一環として、入口前に設置している消毒液での手指の消毒並びに可能な限りマスクの着用をお願いします。また、氏名と連絡先のご記入、体温測定及び参加者名簿や記入用紙などに（検温）記録もご協力をお願いします。
 - ・ 検温の結果、37.5℃以上の発熱が確認された場合、入館をお断りさせていただくことがございます。
2. 会議室利用
 - ・ 利用団体は**参加者名簿（氏名・連絡先等）の作成保管とマスク着用及び手指消毒と利用後の机や椅子など清掃の徹底**をお願いします。（不特定多数の参加で把握が困難の場合、取り止めをお願いする事も有ります）
 - ・ **会議室定員は 2/3**（小 8 名、中 12 名、大 24 名）に少なくして机 2 名掛けとして極力離します。
 - ・ 会議室利用中は**できる限りの換気と換気扇の常時稼働**をお願いします。**エアコンはご利用いただけません。**
3. フロア利用の制限
 - ・ 団体は**参加者名簿（氏名・連絡先等）の作成保管とマスク着用及び手指消毒の徹底**を依頼しています。（不特定多数の参加で把握が困難の場合、取り止めをお願いする事も有ります）
 - ・ **パソコン利用の時間制限を強化しています。（最大 1 時間以内／閲覧は 30 分以内）**
 - ・ パソコン**利用台数を少なく**しています。（3 台にして 1 台は出力専用）
 - ・ 印刷機の 1 台はワーキングルーム内、もう 1 台はチラシ・ポスターコーナー東側に離しています。

【お問い合わせ先】

佐賀市市民活動プラザ（指定管理者：特定非営利活動法人 佐賀県 CSO 推進機構）

TEL：0952-40-2002 FAX：0952-40-2011 E-mail：plaza@tsunasaga.jp

ホームページ：https://www.tsunasaga.jp/plaza/ →右上の二次元コードからアクセスできます。

※ホームページにあるお問い合わせフォームもご利用いただけます。

